

綱光公記

——宝徳三年四月～六月記——

遠藤 須田 中田 藤崎
 珠牧 奈有 子保 紀郎

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋綱光（一四三一―七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり日次記の紹介を行っている。今号では宝徳三年（一四五二）四月～六月記を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照されたい。

この年の将軍は足利義政、天皇は後花園天皇、院は文安四年に尊号宣下を受けた伏見宮貞成親王（後崇光院。文安五年尊号辞退）である。綱光は二二歳で、位階は正五位上、官職は藏人・権右中弁・右兵衛佐であった。主な内容を紹介する。綱光は藏人弁として、内裏の当番に参候したり、祈雨奉幣（四月二四日条・五月二四日条など）・月次神今食（六月一日条）の奉行や主殿寮領の訴訟（四月二八日条・五月二日条）など、様々な公事・政務に携わった。

月次神今食の差配にあたっては、万里小路冬房に「弁要」がないかを尋ねた。「弁要」は弁の勤めるべき次第をまとめたマニュアル書であろう。

冬房は「弁要」は所持せず、ただ「記録等旨」の通りに差配したと答え、「三帖」を綱光に送っている。また返状にも次第を詳細に書き記している。この返状は日記に貼り継がれている。綱光の当日の日記を見ると、冬房から得たこの次第を踏まえて記述していることがわかる。また「大概」を記し「次第箱」に納めたという。名家の間で儀式運営のノウハウを蓄積・共有する相互扶助の実相を伝え、興味深い。

今回翻刻分のハイライトは、等持寺御八講である。等持寺御八講は嘉吉元年（一四四二）六月二四日に没した足利義教の追善仏事で六月二〇日～二四日に修された。六月三日、綱光は伝奏中山親通を通して行事弁を命じられた。中山親通はこの御八講を「年々申沙汰」（二〇日条）してきたという。当該期の等持寺御八講の運営については、大田壮一郎・松井直人「等持寺八講関係史料について」（『京都学・歴史館紀要』五、二〇二二）に詳しい。本記には親通から送られたと思われる五日分の散状が貼り継がれ、また会場（八講堂）となった仏殿の指図が二点描かれている（二四日条）。こうした指図は『綱光公記』では珍しく、現存の暦記には皆無で、日次記でもこれが初めてである。等持院所蔵の文和元年

(一三五二)の「等持寺絵図」に外観のみ描かれた「仏殿」の、内部構造が判明する平面図であり、仏教建築史上、注目に値する。この等持寺仏殿については、一四世紀の姿を探った富島義幸氏の検討がある(「等持寺仏殿と相国寺八講堂」『仏教芸術』二七三、二〇〇四)。本記の指図とは少し異なる点もあり、この指図は一五世紀半ばの等持寺仏殿の態様を知ることができる史料として貴重であろう。

綱光の私生活では、例によって祖父・父の月忌など先祖の追善仏事を定期的に執り行っている。さらにこの年は、応永三四年(一四二七)五月二〇日に没した崇賢門院仲子(広橋兼綱養女。後円融天皇母)の二五回忌にあたるため、綱光は瑞雲院で特に仏事を修している。そのほか五月には六代將軍足利義教室で義政母の日野重子が伊勢神宮に参詣した記事が見える(一四日条・一五日条・二二日条・二四日条)。ちょうどその時期、晴天が続いたため、祈雨奉幣が企図されていたが、風雨があつては重子の参詣の難になるとして、延期されている(一四日条)。

今回翻刻分の底本は、国立歴史民俗博物館蔵の自筆本『綱光公記 自宝徳三年四月二十日至九月四日』(日六三―六六六)である。題箋には「綱光公記(宝徳三年四月二十日(首欠)―九月四日 自筆本 一卷 『綴合改めたるとほり』とある。本記は間明一行の宝徳二年具注暦を翻して使用しており、所々に貼継紙がある。後に記事を加筆したのか、日記の本文が裏書に続いている箇所も数ヶ所ある。紙背の具注暦は暦序から十一月二日まで残り、翻して紙背に記すため暦の後半から遡る形で使用されている。おおよそ十二日分で一紙となっており、元来は現在残る十一月二日から年末までもう五紙ほど存在したと推測される。本記は冒頭を欠くが、この欠けた部分、おそらく四月記に、少なくともこの具注暦五紙が使用されていた可能性が高い。

なお前号に続き、刊行後に見つかった誤りを訂正させていただく。『史料編纂所研究紀要』二二号九〇頁、享徳三年五月二三日条四行目の「親王御方」に付した人名注(成仁親王)を(貞常親王)に改める。

末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館に深謝申し上げます。

【付記】 本稿はJSPS二〇K〇〇九三三、国立歴史民俗博物館蔵資料型共同研究「『広橋家旧蔵記録文書典籍類』を素材とする中世公家の家蔵史料群に関する研究」の成果の一つである。

【凡例】

- ・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。釵・鉢など一部はそのまま存した。挿入符による挿入箇所は適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。
- ・繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「、」と示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「()」、人名注など参考のためのものは「()」に入れ傍に記した。
- ・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した(例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした)。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

○前欠、
也、被付□^{納言}仍上卿□^{納言}先參陣、直參向社頭、

内侍同參向□^{納言}納言參陣、入夜当東炎上、不及余煙、東山辺云々、

廿一日、晴、

廿二日、晴、

廿三日、晴、

廿四日、晴、被下女房奉書云、明日可被行祈雨奉幣□^{上卿可為}申沙汰、云々

万里少路中納言云々、畏承由申入了、上卿以下□^{裏書}事如例、

廿五日、雨下、今日奉幣、已降雨之間、可被延引之由申入間上卿以下遣

下知了、早速降雨、珍重々々、万民可浴雨露恩嘉瑞也、

廿六日、自夕陽之程晴天、今夜^{○以下}書カズ、

廿七日、晴、

廿八日、晴、今日平野臨時祭也、依使領狀、式日延引、祭礼被行次ノ干

了、於臨時祭者今日被取行、於先例連練事歟、不可然事也、抑主殿寮領

事、新中納言書狀到来間、相具文書參庭上、付句当内侍奏聞、御談儀之

程^也、新中納言書狀到来間、相具文書參庭上、付句当内侍奏聞、御談儀之

程^也、新中納言書狀到来間、相具文書參庭上、付句当内侍奏聞、御談儀之

儀為申入也、直帰宅、大聖寺殿可有渡御云々、

廿九日、使少将藤原定輔也、頭弁早參云々、

廿九日、晴、大聖寺殿・大慈院新御所様以下御出、千本之勸進猿樂散敷、

乗燭以後渡御慧聖院、終夜御大飯云々、珍重々々、御局御參者也、青侍

少々參祇供奉也、可有明日還御云々、

廿九日、^{願言}山科内藏頭宿所有朝飯、飛□井宰相・頭弁以下參会、終日大飯、及晚帰

宅、今日禁裏有御鞠云々、而不參、

卅日、晴、今日御所々々還御云々、終日御大飯、尤雖可祇候、当番間不

參了、背本意者也、今日正親町大納言有 神宮法楽、予四首愚詠遣了、

自兼日闕白以下申勸進云々、神威勿論々々、

抑日吉祭、依山訴式日延引、次之干可為廿八日之処、奉行依無沙汰、雖

山訴落居、上卿以下不參向云々、驚存外無他也、仍自社家如何様次第哉

由申入間、昨日可參給処、上卿以下不行行間、今晚被内侍等參向、上卿

依大死穢不參云々、武家輩内侍驚固、自室町殿被仰付云々、雖然天明

之後兵使驚固、彼是絶常篇者也、可恐々々、未半刻計、内侍被掃參、祭

礼廿八日遂行、少々神事相待、内侍等參向遂行、無為云々、珍重々々、

奉行頭中將也、每事如此、珍事々々、右少弁高濤參向了、

五月小

一日、晴、及晚風雨、早且參室町殿、先奉拜尊神以下如例、夕陽之程、

着束帶參内、被下天酌退出、万里少路中納言以下濟々祇候、有蹴鞠、

二日、晴、今日主殿寮領小野山供御人等違乱事、四位史晨照宿祢申勅

裁之間、今日書遣了、新中納言取申候き、

三日、晴、室町殿内々有猿樂云々、入夜參内、可有別殿行幸間、依有

催也、奉行藏人右少弁高濤・頭中將資繼朝臣候御簾并御劔之役、頭弁不

參、予勤御草鞋、脂燭殿上人中將季春朝臣・藏人源政仲外無人也、曉鐘

以後入御、有句話、先之予退出、

四日、雨下、

五日、小雨猶下、早且如例參室町殿、奉拜尊神以下之事如每朔、当番

之間參内、入夜下天酌、祝着々々、万里少路中納言・顯言朝臣・季

春朝臣・有道朝臣・予等外無人、御祝以後退出、端午嘉祝、珍重々々、

南都慈恩院粽如例送給、自愛々々、

六日、晴、参内、季春朝臣祇候、入夜掃參、若宮御方自昨日御座、

七日、晴、向日野亭、月次歌・連歌会也、冷泉中納言参会、及夕陽掃宅、

予出発了、抑掃部頭賀鞠送給、自愛々々、

八日、晴、月次有連歌百韻、頭景長也、

九日、

十日、雨下、依不具故障、当番不參、

十一日、晴、禁裏御月次二首詠進了、

十二日、晴、御月忌如例、抑円興寺慈尊院昨夜出寺給、其故者寺家當時

衰微絶常篇上、慈尊院可尋故長老前住之後当住処、他寺人居住持、のみ

ならず每事寺僧任雅意、子細紙面難盡、仍無力出寺給、且尊神・外祖素

意違、豈乎、当家依不少、如法無力次第也、則令着改禪僧衣、先以自愛々々、

仍今日御渡、面々同御渡、有盃酒、百合寺侍者僧人来、慈尊院御事也、

悦入由返答、此長老者代々由緒処、寺僧沙汰歎入由示給者也、可悲々々、

暮言々々、

十三日、晴、為祈禱、和漢百韻法楽、入晚有鞠、

十四日、晴、為親長朝臣待待參内、祈雨奉幣明日可申沙汰之由被仰下

間、畏承了、但明日武家大方殿御參宮候也、折節不可然歎由内々申入間、

可為明後日之由被仰下、是又路次之憚、且武家無難風雨様にと御祈禱

云々、旁以還御以後御沙汰可然歎由申入間、先被延引了、

十五日、雨下、無程晴、武家大方殿御參宮也、日野新中納言同參云々、

珍重々々、

十六日、晴、自今日於瑞雲院初法事如形、是崇賢門院廿五年聖忌御座間、

別而所沙汰也、来至廿日也、

十七日、

十八日、

十九日、晴、参泉涌寺、明日為御焼香也、及晚依召參内、有御鞠、

廿日、晴、崇賢門院廿五年聖忌也、別而奉焼香、可貴々々、

廿一日、雨下、今日頭弁・山科内藏頭・庭田中將・源政仲・富業等入来、

是依月次会也、当座二十首、飛鳥井宰相出題、入夜分散、以外大飯也、

四辻中将・正親町少将等依指合不入来、

廿二日、晴、有連歌百韻、不無其興々々、及晚大方殿自神宮還御、無為々々

珍重々々、

廿三日、

廿四日、晴、早旦參 室町殿、上様御參 宮無為之由為申入也、昨日依

例日也、直向日野亭、是も無為之由賀了、午一点計女房奉書到来、今日

可申沙汰祈雨奉幣云々、畏承由申入了、上卿三条中納言則領状、宣命事

大内記宿所遼遠之間、仰少内記中原康顯草進了、秉燭之程參 内、左右

馬・奉幣等召儲、頃之上卿參陣、直着端座、仍不仰々詞、是一説也、次

第如例、事終退出、自今日始神事、

廿五日、雨下、甘露珍重々々、豊年嘉瑞也、及晚猶降雨、自夜晴、依当

番參 内、

廿六日、晴、早旦致浄水遙拜、則參詣吉田社等、心静念願、可貴可憑々々、

吉田神主參会、造栄太略事具、珍重々々、

廿七日、晴、六月会、勅使左少弁資世朝臣參向云々、

廿八日、

廿九日、

六月

一日、晴、日蝕、卯辰之刻也、御祈菩提院僧正云々、早旦如例參 室町

殿、今朝日蝕御対面遅々、及午一点、帰路之次向日野新中納言亭、如

例賀之、及晚參 内、依当番也、入夜帰宅、

二日、晴、小雨下、

三日、晴、右少弁入来、抑自中山中納言有奉書、等持寺御八講行事弁事

可承知云々、畏承之由了答了、

四日、

五日、

六日、

七日、晴、祇園御霊会無為云々、風流如例、

八日、晴、

九日、晴、可參向月次祭間自今夜初神事、參 内、抑錦織寺慈賢以第二

世慈觀之例被申上人号之事勅許間、今日七日々付分遣一通了、

一〇日

可奉祈一天泰平宝祚安久者、依

天氣執達如件、

宝徳三年六月九日

謹上 慈賢上人御房

十日、

十一日、晴、秉燭之時分着東帶參官司參神祇官、於都芳門下車、入北門、

於便宜所問外記・史參否処史未參云々、頃之參候間、經北庁西入西南妻

戸、南面、着中央座、東・史・官掌着北、南 忌部着南、北 次裏幣物、

只一人裏幣物間及 數刻了、為之如何、畢自下臈起座、此間出待參向、次上卿着北門東腋座、次

上卿召外記被問諸司具否歟、次以召使上卿問幣物具否於弁、則予申具由、

或召使直被仰、 然者弁可參賦也、 次上卿以下南行、上卿着北庁、弁着南舎簷下之打板、

伊勢・春日幣等發遣之時平伏、次上卿・弁以下起座、次神今食、其儀上

卿以下着南舎、參議・少納言北座、但今度少納言不參、上卿召外記問諸

司具否、次供神物具了歟由問弁、予伝史、申具之由間、又予申上卿、次自

時守申時、先之自下臈起座、弁於南舎之良之北辺停立、相待上卿、々々以

下北行、於便所着小忌・日蔭蔓等、不具弁侍間、上卿以下洗手、列立神殿前、

上卿・參木西・北上、 弁・少納言・外記・史東・北上、 上卿 打扨筥之後、參木与弁昇板枕、弁八南ヲ廻テ西

ヲ昇ク、參木北ノ方ヲ東ヘ行テ東ヲ昇ク、各指笏昇之、奉人神殿、乍跪拔笏

復本列、或一次外記・史昇御覺、少納言不參、次自下臈退去、歸着南舍、勸盃一獻、其儀、於外記座上指笏取盃、持參軼、上卿二目シテ受酒飲之、濁更受酒、奉上卿、々々飲之、弁又取土瓶入酒返与少納言不參間弁勤之、滴澆、濁更受酒、奉上卿、々々飲之、弁又取土瓶入酒返与上卿盃伝參議、々々召外記給盃、外記歸着伝盃於史、次上卿以下立箸、

則拔之、時守又申時、次自下臈退、如初列立神殿前、次進撤寢具復列、不及南舍歸着直退出、弁於北門下撒小忌等、於郁芳門乘車、右少弁同車

歸宅、初度之參向無為自愛々々、抑上卿三条中納言、參木山科宰相、(正親町三条公綱)少納言故障何事故弁月次祭予分配也、神今食卜合教秀朝臣故障之間、予申

沙汰之間就久如兼行了、且近代此分也、上卿同兼行、參向之儀等相談(里小路冬房)万

里小路冬房、返報如此、為後日不審指置大概注之、納次第箱了、(殿懸)一芳札先以為悅候、其後旁可差申候之処、于今懈怠背本意候、

抑御八講御行事珍重候、御經營察申候、月次・神今食次第事承候、弁要一向不所持、(万里小路)冬房弁官之時分唯任記錄等旨、令進退了、一向不書次第無沙汰

之至候、雖非弁要候二三帖進覽候、凡兩祭之儀無殊儀候、但於神今食者、神殿前列以下至南舍儀、頗事籠之樣候、月次祭儀、弁於郁芳門下車、入神祇

官北門、經西北西入西南妻戸、南面着中央座、東面史・官掌着北、忌部着南、次裏幣物了、自下臈起座、今度不行序西方次上卿以召使召弁、々着軼

被問幣物具否、申具之由、以上卿或以召使召具否者、不次上卿以下南行、上卿

着北行、弁着南舍簷下之打板、東弁伊勢・春日幣等發遣之時平伏、次起座、次神進幣今食、其儀上卿以下着南舍、上卿、弁、外記、史南座、參議、少納言北座、

次時守申時、先之上卿供神物具畢、之由問弁、次自下臈起座、少納言、弁等於南舍真辺北辺

於便所着小忌・日蔭蔓等、不具弁侍者、上卿以下洗手、列立神殿前、帷色内々持參之、

殿乍跪拔笏、一揖、復本列、次少納言以下昇覺、次自下臈退去、歸着南舍、上卿、參木西、弁、外記、史等東、上卿取打扨筥之後、參木与弁昇板枕、弁

勸盃一獻、少納言必勤之、二獻弁、其儀、於外記座上指笏取盃、持參軼、上卿二目シテ受酒飲之、滴澆、濁更受酒、奉上卿、々々飲之、弁又取土瓶入酒返与木擬弁、々此時進參木座下、賜之、而有議弁不起座、自座上進出之樣

ニシテ指出笏請取之、弁飲之、更受酒擬外記、々々來座下、請之復座、次立箸、則拔之、或二獻以前立之、就其弁欲進勸盃之時、拔箸取笏也、

復座之後更(袖書)一不及立之、時守更申時、次自下臈退如初列立神殿前、次進撤寢具復列、此後不及歸着南舍、直大略退出、弁於北門下撒小忌等、

大略此分候、每事期面謁之時候、恐々謹言、(端裏上書)六月六日 冬房

冬房(一)十二日、晴、早旦參詣祇園之御旅所、心静祈念、神恩勿論々々可貴々々、

次御月忌如例、右少弁自夜前雜談、十三日、晴、今日吉田祭、立柱上棟日時定云々、上卿新中納言、勝光奉

行藏人右少弁高清也、次被付行祈雨奉幣云々、數日晴天可謂珍事、奉幣当年三度被發遣了、珍重々々、

十四日、晴、午一点計降雨、珍重々々、無程晴天、抑今日風流以下可參禁裏・仙洞・室町殿云々、仍參内、於東門前御見物、松本宗繼中御門大納言以下

祇候、室町殿於西面御散敷御見物、続々見物、不無其興々々、女房達於東面散敷令見物給、(懸堂景進)豊後申盃酒云々、此風流事御執奏云々祭礼少雖及違

乱、神迎無為云々、神妙々々、四条河原辺炎上、不及余煙、殊神妙々々、十五日、晴、時々少雨下、祇園臨時祭延引云々、何事哉、可尋記、

十六日、晴、依当番參内、十七日、晴、曉鐘之程二条・三条辺炎上、及四十余丁云々、希代珍事也、

十八日、晴、今日依立願參詣七觀音七人代官、所願成就勿論々々、十九日、

廿日、晴、自今日於等持寺被行御八講、行事々被仰下之間、午一点計先

以直垂之鉢、向寺迎、於閑所着束帶、半臂、其外如例、召具小雜色二人・笠持等、參八講堂、中山中納言年々申沙汰間、早朝送給散狀之間所懷中也、仰下家司公卿參否令催促、仰綱所、僧中早參之事相催了、頃之三條中納言・西園寺中納言(美益)・万里小路中納言參、中御門大納言遲參間、先於朝座者可始行歎之由、三條中納言雖相示、初日之事也、今少可相待歎云々、仍及數度令催促間、頃之參、則着中門座、公卿、西上、北面、予引繩、入西戶南行、就上卿座下中事具之由、上卿目、尤鐘之事可被仰■事歎、予經本路下簀子東行、於中門簷下鐘事仰下家司、則上卿經簀子北行着仏前座、諸卿兩方相分着座如例、次僧中以下南行、着仏前座如例、則朝座、堂童子二人着南北中門廊座、置花筥、朝座了、講師清意僧正、誦師良春、問者、實助僧正、唄宗紹、散花房住、有行香、次第公卿取行香北行、僧正以下仏前東面列立、公卿次第行香、經簀子南行、停立中門廊、次藏人橋以量行香所役、事了如公卿南行停立、次僧正以下次第着座、次公卿如先列仏前行香、渡綱所着座、次予自中門廊簀子北行、就第一公卿座上、仰事具之由、上卿目、予經本路鐘仰下家司、僧正以下如朝座、入仏前講問、頃之予退出、抑行香公卿四人事、雖有先例、於此御願無先例云々、不可然事也、莫言々々、

廿一日、晴、夕陽程雨下、雷氣甚、御講如昨日、

廿二日、晴、御講如例、

廿三日、綱所申送云、今日中御布施不被下行者、僧中正參勤不可叶云々、所驚入也、但如此及違乱之条、每年之儀也、珍事々々、然而秉燭之時分悉被下行云々、仍僧中參、及深更事終、希代之珍事也、

廿四日、晴、御八講結願也、如初日、但今日者夕座了有行香、先例也、行香了有御布施、引人々散狀統左、抑予夕郎之間、不可取御布施云々、依為夕郎不取御布施之条勿論候、雖為貫首夕郎行事之時、最未末取御布施、先規勿論也、中山中納言事々未練絶常絶、(篇力)莫言々々、御經養僧正清意也、(供脱)清意僧正

委不及記、五个日無為申沙汰所自愛也、

○貼繼紙、指図二点、便宜次頁以下三掲夕、

一等持寺御八講初日

公卿

中御門大納言 三條中納言

西園寺中納言(美逸) 万里小路中納言

堂童子

頼広(源) 兼益

行香所役

源政仲(五辻)

一等持寺御八講第二日

公卿

中御門中納言(明豊) 坊城前中納言(俊秀)

親通

堂童子

頼広(貼繼紙、折紙、別筆) 兼益

一等持寺御八講第三日

公卿

帥大納言(正親町三条実雅) 久我大納言(通尚)

西園寺中納言 万里小路中納言

源宰相(庭田政賢)

堂童子

頼広(貼繼紙、折紙、別筆) 兼益

一等持寺御八講第四日

公卿

中御門中納言 花山院中納言(定綱)

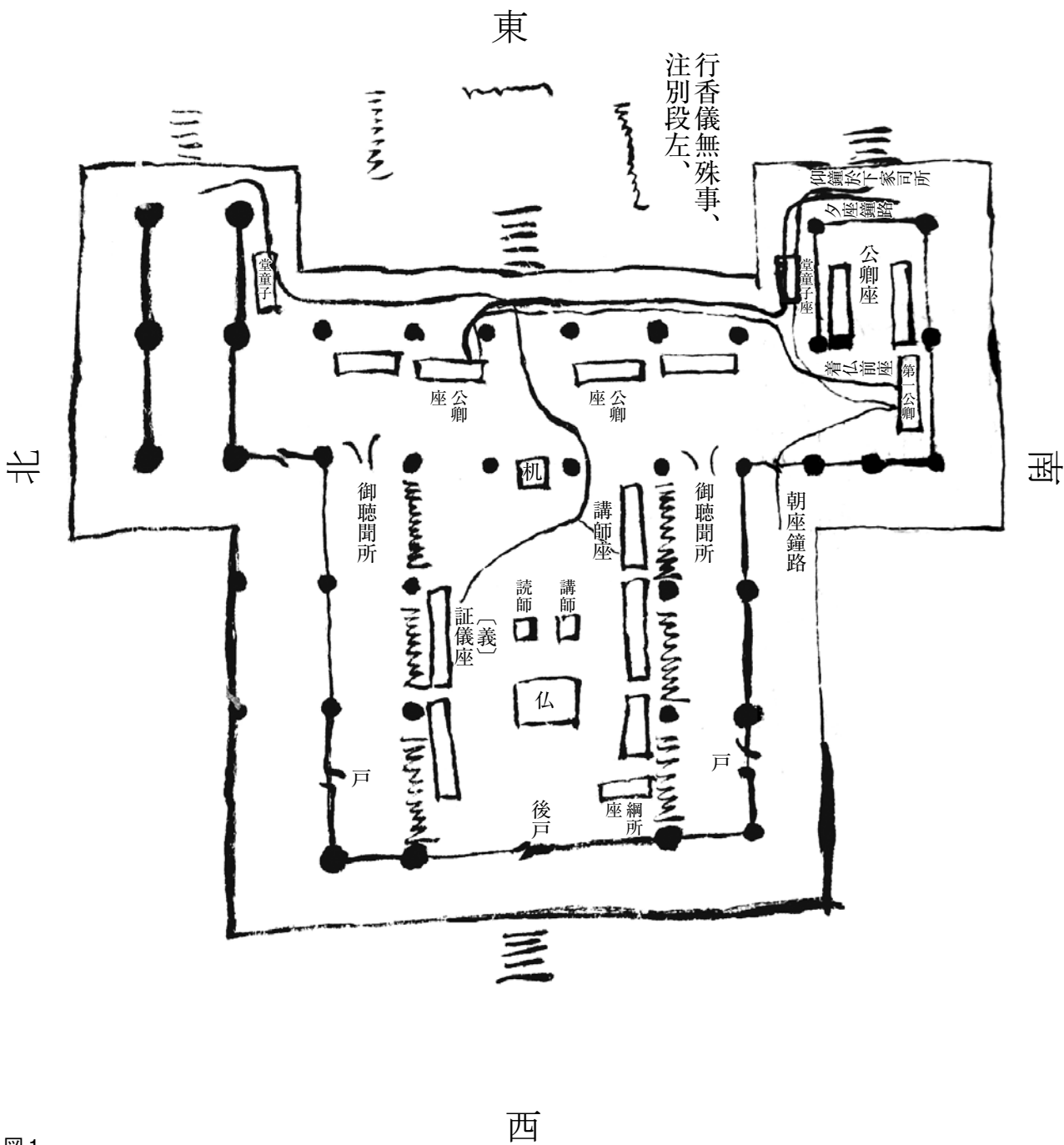


図1

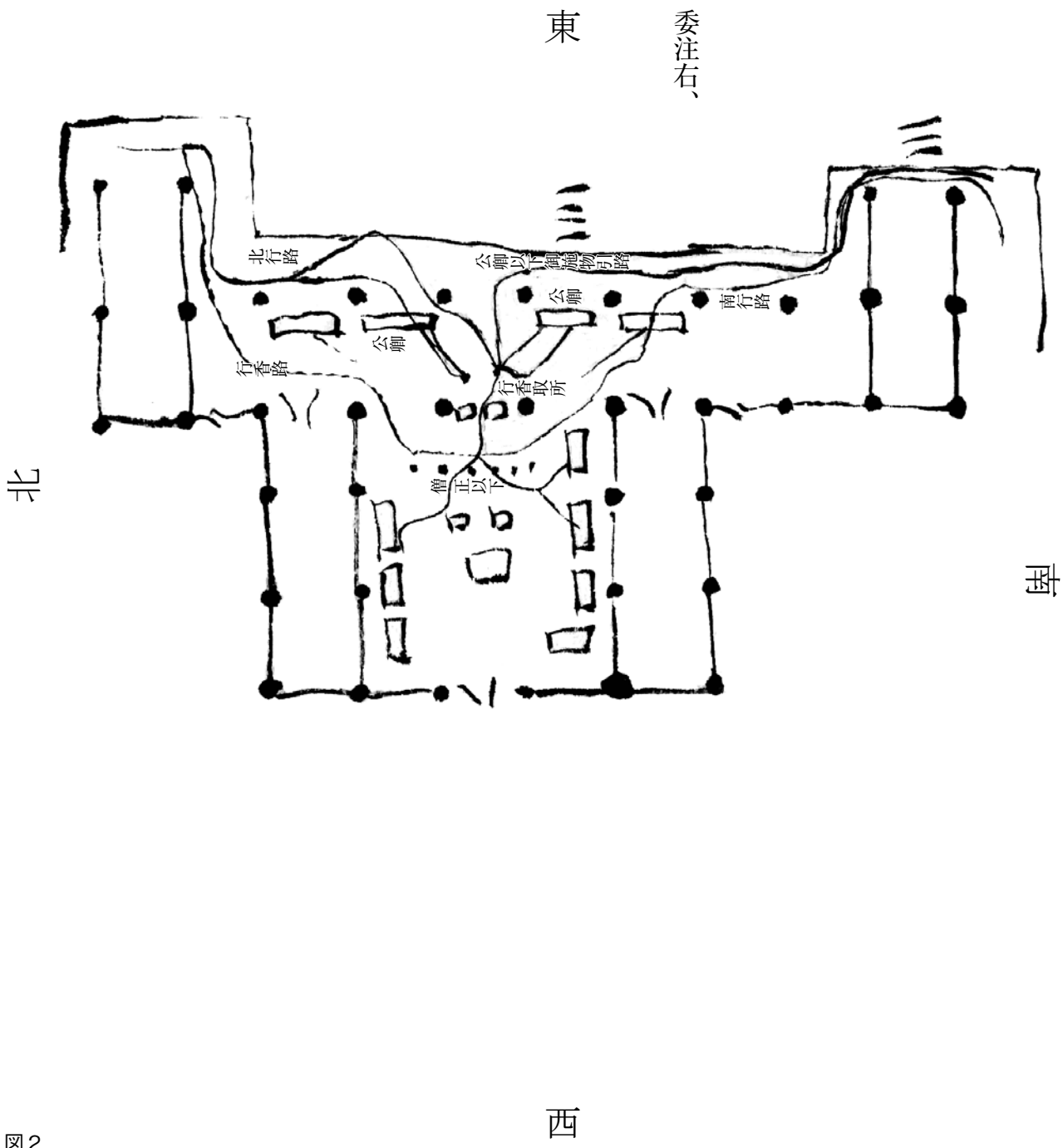


図2

三条中納言

堂童子

頼広(貼紙、折紙、別筆) 兼益

一等持寺御八講結願日

公卿

中御門大納言 (柳原資綱) 日野中納言

万里小路中納言 親通

堂童子

頼広 兼益

行香所役

源政仲

殿上人

教秀朝臣 (勳修寸) 忠富朝臣 (白川)

○以下折裏、 為富朝臣 (四卷) 房郷朝臣

(五卷) 為賢朝臣 (滋野井) 教国朝臣

(武者小路) 資世朝臣

(貼紙、折紙、別筆) 一等持寺御八講

証義者

僧正

僧正 兼講師、

僧正 兼講師、

権僧正 兼講師、

初日

朝座講師僧正

読師良春

問者僧正

唄 宗紹

散花房什

行香呪願僧正

暮座講師権僧正 三礼兼円

読師房什 問者良春

散花重源

第二日

朝座講師良春 問者権僧正

読師重源 唄 範兼

散花兼円

暮座講師宗紹 問者能誉

読師兼円 唄 良春

散花重源

第三日 朝座講師能誉 問者宗紹

読師房什 唄 範兼

散花兼円

○以下折裏、 暮座講師範兼 問者房什

読師兼円 唄 宗紹

散花重源

第四日

朝座講師房什 問者範兼

読師重源 唄 能誉

散花兼円

暮座講師重源 問者兼円

読師宗紹 唄 良春

散花房什

結願日

朝座講師兼円 問者重源

読師能登 唄 範兼

散花房什

暮座講師僧正 問者僧正

読師範兼 唄 能登

散花兼円

三礼兼円

行香呪願僧正
(貼紙、折紙、別筆)

僧名

証義

僧正貞兼 単証義 松林院、兼講師

々々清意 上乘院、兼

々々実助 定法寺、兼

権々々範誉 円龍院、兼

講衆

僧都良春 猪熊、

々々宗紹 威徳院、

々々能登 光明院、

々々範兼 円光院、

々々房什 花園、

々々重源 石泉院、

大法師兼円

廿五日、晴、自松林院有信、今日下向云々、龍蹄如例年送給、及晚、

東院得業入来、御八講無為、明日下向云々、勸盃酒、

廿六日、晴、今日御院参初也、依役送、午半計参院、着束帯、依為宿侍以前也、召具

雑色一本、是兼日内々、室町殿御点之内云々、且所自愛也、未半刻御院

参、帥大納言・中御門大納言・藤中納言・三条中納言・日野中納言・坊

城前中納言・万里少路中納言・飛鳥井入道・新中納言・藤宰相・右衛門

督・伯三位・庭田宰相・教秀朝臣・教国朝臣・予等参御下車所、御共忠

富朝臣・顯言朝臣・永継、布衣侍二人、地下前駟二人、頼宗朝臣、頼広悉布衣、

室町殿薄色御狩衣、参会人々或狩衣、或直衣衣冠相交祇候、則御参御前、

親王御方同御对面、陪膳三条中納言、尤過分儀也、役送殿上人六人、教秀朝臣・

忠富朝臣・顯言朝臣・教国朝臣・予・永継等也、次第役送、及十献計御

退出、五献間有御短尺、出題飛鳥井入道、入夜有御楽、中御門大納言・

新宰相・伯三位・顯言朝臣・季春朝臣等祇候、親王御方・室町殿御

前雲客次第役送如例、親王御方別御盃也、三献之時、上皇人々被下御

酌、次七献、同、仙洞内々祇候輩有出出、新宰相以下也、日野中納言・

万里少路中納言・坊城前中納言三人不被召御前、不便事也、更如此儀無

申出人、莫言々々、十献、同、室町殿御太刀御進上、被進御馬等云々、

則御退出、及暁鐘了、無為公私珍重々々、其後又有一献、頃之退出、

廿七日、晴、小雨下、参室町殿、是昨日御院参珍重之由也、進上御太

刀、人々同之、今日藤中納言宿所渡御云々、次参仙洞、昨日儀為無為

也、

廿八日、晴、無指事、例日也、

廿九日、晴、今日室町殿渡御藤中納言宿所、云々御方違云々、